

資料 3

二十九庁財九十八号
平成二十九年諮問第三十三号

文化審議会

左記事項について別紙理由を添えて諮問します。

平成二十九年五月十九日

文部科学大臣

松野 博一

記

一、別紙 これからの文化財の保存と活用の在り方について（一件）

別紙 これからの文化財の保存と活用の在り方について

(理由)

我が国には、地域の風土や生活、他国の文化との交流等を通じて生まれ、現在まで守り伝えられてきた多様な文化財がたくさん存在しており、この地域文化の厚みが日本文化全体の豊かさの基盤を成しています。地域のアイデンティティを確保し、地域のきずなを維持していく上で、長い歴史を経て育まれてきた地域文化の精華である文化財はその核となるものであり、後の世代に確実に継承していくことが必要です。

一方で、我が国の社会状況は大きく変化しています。政治、経済のグローバル化の進展や、過疎化や少子高齢化の進展等による地域社会の衰退が指摘されています。文化財は、人々が日常生活の中で守り、継承してきた貴重な資源ですが、その継承の基盤となるコミュニティ自体が脆弱化する中で、地域の文化多様性の維持・発展が脅かされつつある状況にあります。

しかしながら、同時に、文化財に求められる役割に対する期待はますます増大しています。文化財を保存し活用することは、心豊かな国民生活の実現に資することはもとより、個性あふれる地域づくりの礎ともなることから、近年は、地域振興、観光振興等を通じて地方創生や地域経済の活性化にも貢献することが期待されています。

このような社会状況の中、文化財をいかにして確実に次世代に継承していくかについて、未来に先んじて必要な施策を講じることが求められており、これからの文化財行政の在り方について包括的な検討を行うことが必要と考えます。

具体的には、以下の事項を中心に御審議をお願いします。

(一) これからの時代にふさわしい文化財の保存と活用の方策の改善

第一に、これからの時代にふさわしい文化財の保存と活用の方策の改善についてです。

文化財保護の意義と社会状況の変化を踏まえ、将来にわたり文化財保護を確固なものとするため、これまでの文化財の保護制度を再検討し、今後取り組むべき方策について整理することが必要です。

特に、指定された文化財の保存と活用をより計画的に進めるための取組、指定された文化財とその周辺地域の多様な文化財や取り巻く環境をも一体的に捉えた施策の一層の推進、文化財を適切に保存管理しながら活用を図る専門的人材等の育成・確保や組織の在り方など、具体的施策や制度改正について、御検討をお願いします。

(二) 文化財の持つ潜在力を一層引き出すための文化財保護の新たな展開

第二に、文化財の持つ潜在力を一層引き出すための文化財保護の新たな展開についてです。

地域の文化財は、その地域の魅力を引き出し、住民のみならず国内外の人々を惹(ひ)き付けることで、文化的、社会的、経済的な価値を生み出しています。文化財はこうした潜在力を持つ資源として貴重な国民的財産であり、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開するなど、その文化的活用を努めることが求められています。そのためには、社会全体が文化財の価値を理解し、愛着を深める取組について整理することが必要です。

特に、文化財の持つ力を社会に活(い)かしながら保存を図るための方策として、文化財の復元や高精細レプリカの展示・管理など新たな科学技術等との融合、美術館・博物館等の機能強化と基盤整備、地域振興、観光振興との連携の方策等について、これまでの手法にとらわれることなく、幅広く御検討をお願いします。

(三) 文化財を確実に継承するための環境整備

第三に、文化財を確実に継承するための環境整備についてです。

文化財の保存のために欠かすことのできない保存技術や技能について、伝承者を養成するとともに、その伝統的な技の価値の浸透を図るため、これまでの施策を総括し、今後必要となる取組を整理することが必要です。また、文化財の保存に必要な用具や原材料等の確保方策などについても検討が必要です。文化財を確実に継承するための環境整備について、御検討をお願いします。

以上が、中心的に御審議をお願いしたい事項であります。この他にも、文化財全般にわたり必要な事項について、御検討をお願いします。